



平成24年8月3日
岡山市消費生活センター

物干し竿を高額で売りつけるトラブルが 東区（可知学区、平島学区）で連続して発生！

事例1：1本「サン・キュッ・パ」と言われたので3,980円だと思ったら、 39,800円請求された

自動車で物干し竿を売りに来ていた業者に1本「サン・キュッ・パ」と言われたので、3,980円だと思い買おうとしたが、支払い時に39,800円を請求された。

事例2：すごまれ怖くなって高額な代金を支払い、領収書もない

自動車で物干し竿を売りに来ていた業者に「2本で1,000円」と言われたので買うことにした。業者に「物干し台も古くなっているから替えたほうがいい」と勧められ値段を聞かずに一緒に替えてもらった。支払い時に、24万円を請求され、驚いて内訳を聞くと、「物干し竿は37,000円」と最初とは違う金額を言われたので、「払えない」と答えたが、「もう竿を切ってしまうているんだから今さら遅い」とすごまれ、手元にあった12万円を支払ってしまった。領収書もなく、業者名もわからない。



★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- ・声をかけるのは慎重に
- ・購入する前に価格を十分確認し、不要な場合はきっぱりと断る
- ・領収書等を受取り、その場で業者名、連絡先を確認する
- ・おかしいなと思ったら、脅されたりしたら、すぐに消費生活センターや警察へ相談を

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時